

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 1 3 回 総 会

平成 2 8 年 3 月 9 日

第13回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年3月9日(水)

午前 9時30分～

場 所 熊野市民会館 南大会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栞 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

大 橋 秀 行 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇

小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 山 口 政 高

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、24名であります。欠席の届出は、19番山口委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第13回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、1番多川委員、2番坂口委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第13回総会総括表。3条所有権の移転は、1件で田1,592㎡、畑1,690㎡、計3,282㎡でございます。5条所有権の移転は、1件で畑1,977㎡、計1,977㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、1件で田2,905㎡、計2,905㎡でございます。合計は、3件で田4,497㎡、畑1,887㎡、総合計は、6,384㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町小森字栗須地■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積459㎡ほか計9筆3,282㎡でございます。譲渡人は、三重県亀山市■■■■さん。理由は、空き家と合わせて売却を希望ということでございます。譲受人は、神奈川県横須賀市■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は、ありません。通作距離又は時間は、購入予定空き家から0分ということでございます。世帯員等従事者は、いません。理由は、空き家と合わせて農地の購入を希望し、野菜、椎茸、大豆、梅、ニンニク、ハーブ栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。なお、3月1日、市役所第4会議室において新規参入者

の聞き取り調査済みです。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、紀和町お願いいたします。

21番（福岡委員） 21番、福岡です。

第1号議案の農地法第3条について、説明をさせていただきます。

■■■■さんは、80歳過ぎまして田舎へはとてよう帰らんということ、一人娘もよう帰らんということ、できたら早く売って、畑とか全部買っていたきたいという節に、この方をお願いをしたそうです。面接をして■■■■さんに買って下さいというようなことでもございました。先日、農地部会長さん、副部会長さんと2時間くらいかかって面接をいたしました。年齢も60になっていますし、農業も家庭菜園くらいしかしたことがないという方だったので、30アールというのはちょっと広すぎるのではないかなということで、大分質問させていただきました。そうすると隣に家を直しに来た方がございまして、その方がちょうど神奈川県に仕事に行っていたということで意気投合いたしまして、その方は土建会社の社長さんをしておりまして、要るんだったらトラクターから何かを持ってきて耕してやるという話もしていただいたそうです。

また、■■■■さんのお友達で、育生町粉所というところに新しく来て農業をやっている方も手伝ってくれるという話です。小森地区としても百人ぐらいいいたところが今は20人おるかおらんかというぐらいになっております。区長さんにも相談しましたところ、来ていただいたら大変ありがたいということで、区としても全面的に協力をさせてもらうという話でもございました。

■■■■さんは、将来的には農家民宿もやりたいということでもございました。職業は絵描きだそうです。結構売れているみたいで、インターネットでも出てくるし、神奈川県でも13万円のマンションへ入っているくらいだから結構売れているんじゃないかと思えます。すぐにでも農家民宿をやりたいという話でしたが、書類上でどうしても3年はちょっと無理だよという話はさせていただきます。

将来的には、小森区としても大変ありがたいと思っておりますので、地元委員としては何ら問題ないかと思っておりますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問

題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字神作■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積169㎡ほか計2筆197㎡でございます。譲渡人は、久生屋町■■■■さん。譲受人は、有馬町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で住宅2階建て1棟、建築面積69.56㎡を新築ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、土地造成図、建物平面図、建築確約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、久生屋町お願いいたします。

12番(松本委員) 12番、松本です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。

ただいま事務局から説明のあったとおり転用の目的は、住宅用地で、譲渡人は、久生屋町の■■■■さんで、譲受人は、有馬町在住の■■■■さんです。現地は、案内図にもありますように久生屋町の■■■■から海側へ約200mく

らい行った所にあり、道路と■■■さん所有の土地に囲まれています。土地は、変形しているんですけども擁壁を作って、雨水は、畑などの住宅敷地外へ流れないようにするそうです。廃水は、前にある市道の側溝に流すということで近くの農地には全く影響はないと思われます。地元委員としては、何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

地元委員のいうとおり何ら問題ないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、五郷町桃崎字里■■■番、台帳田、現況田、面積152㎡ほか計6筆2,905㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、五郷町桃崎■■■さん。借受人は、神川町神上■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行五郷支店。期間は、公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

承認事項1については、農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、五郷町お願いいたします。

18番(大橋委員) 18番、大橋です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。

貸渡人■■■■さんは、高齢のため耕作が困難で、平成23年の台風被害にあって以降休耕地となっておりましたが、今回地域おこし協力隊の皆様が、神川町に配置されております■■■■さんを代表として借り受け、水稻栽培をするということでございます。休耕地が少しでも減るということでございますので、大変ありがたいですけれども、更に付け加えさせてもらいますと、この土地の近くにも休耕地がございます。そのときこの土地が一番良くて、先ほど言った台風23号の時には、一旦砂が入って取り除かれてはおるんですけども、条件が悪いのでほかの作りやすいところからと申しましたところですね、私たちは、地域おこし協力隊でございますので、地元民がなかなか手の付けにくい、より困難なところからやらせていただきたいということで、地元民としては大変ありがたいことだと思っております。こちらで経験を積まれて、もう少しよく栽培できるようになればこちらの休耕地もという先の見通しも明るい中でございますので、この案件につきましては、地元委員といたしましては非常にありがたい話で何ら問題ないと思っておりますので、どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議 長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定については、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

議 長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(な し)

議 長 なければ、事務局から連絡事項がございます。 事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、最初に少々時間をいただきまして鈴木係長から説明させていただく事項がございますので、お手元の資料をご覧くださいようお願いします。

農政係長 お手元に平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案を配布させていただいております。平成21年に農林水産省経営局長より発せられた農業委員会の適正な事務実施についての通知により、各農業委員会は、1年間の目標と活動計画を作成して、その計画に基づいた取組みを実施していき、年度ごとに点検評価を行ってその結果を国へ報告することが義務付けられております。この点検評価の策定に当たっては、地域の農業者の方々のご意見を募集し、反映させるということになっておりますので、熊野市農業委員会におきましても、事務局において作成させていただきました点検評価案について、3月の中旬から4月中旬の予定で熊野市のホームページで公表して、地域の農業者や市民の方から意見の募集を行っていきたいと思っております。

なお、今回1年間の目標と活動計画を策定する、28年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を本来付けるのですが、国の定める様式が変更されるということになりましたので、新しい様式が定められた時に改めて公表するということとなりますので、28年度の目標及びその達成に向けた活動計画案につきましては、国からの新しい様式が届き次第次回以降の総会でご連絡いたしますまでよろしくお願いいたします。

各委員の皆様方におかれましても、27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案についてご意見等ございましたら4月末までに事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。意見を集約した結果、6月までに国へ提出していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

事務局長 それでは私の方から、連絡事項を申し上げます。

農業委員活動記録簿をまだ提出されていない方につきまして、事務局の方へ届けていただきますようお願いいたします。

次回の現地調査は、3月31日、木曜日、午前8時30分に市役所を出

発いたしますので、関係される委員さんにはよろしく願いいたします。

また、次回の第14回総会は、4月8日、金曜日、午前9時30分から、市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議 長 これをもちまして、第13回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時50分)